

平成 23 年 12 月 9 日
福祉部介護保険課

指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準等の条例化について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 37 号）（以下、「法」という）および地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成 23 年厚生労働省令第 127 号）（以下、「省令」という）の制定に伴う介護保険法の改正により、これまで厚生労働大臣が定めることとされていた指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準および指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下、「基準等」という）について、市町村の条例で定めることとされた。

また、下記のとおり、市町村が条例を定めるに当たっては、基準等に定められた事項ごとに、①従うべき基準、②標準とすべき基準、③参酌すべき基準を基準とすることとされた。

記

1 条例化する基準および基準設定の区分

(1) 指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準

①「従うべき基準」

- ・指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積
- ・小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・指定地域密着型サービスの事業に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準とすべき基準」

- ・指定地域密着型サービスの事業（小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・①及び②に掲げる基準以外の基準
例) 設備及び備品等、衛生管理等、非常災害対策、地域との連携等

(2) 指定地域密着型介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

①「従うべき基準」

- ・指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- ・介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員
- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

②「標準とすべき基準」

- ・指定地域密着型介護予防サービスの事業（介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業を除く。）に係る利用定員

③「参酌すべき基準」

- ・①及び②に掲げる基準以外の基準
例) 設備及び備品等、衛生管理等、非常災害対策、地域との連携等

2 基準設定の区分の定義

(1) 従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

(2) 標準とすべき基準

法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

(3) 参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

3 施行期日

平成 24 年 4 月 1 日

4 経過措置

施行の日から起算して一年を超えない期間内において条例が制定施行されるまでの間は、厚生労働省令で定める基準を市町村で定める基準とみなすことができる。